

56年産米穀限度数量

(集落別)

集落名	うるち米	もち米	計
小須戸 1	2,297俵	119俵	2,416俵
小須戸 2	262	6	268
横川 浜	4,669	227	4,896
小 向	2,865	461	3,326
水 田	2,785	786	3,571
鎌倉 新田	2,776	130	2,906
天ヶ沢新田 1	1,733	194	1,927
天ヶ沢新田 2	1,962	135	2,097
矢代田 1	1,962	162	2,124
矢代田 2	2,713	145	2,858
矢代田 3	2,468	180	2,648
新 保 1	3,452	225	3,677
新 保 2	3,861	293	4,154
竜 玄 新田	3,358	548	3,906
計	37,163	3,611	40,774

56年産米穀限度数量決まる

五十六年産米の事前売渡し申込限度数量の配分について、県より示された四〇、七四俵(うるち米三七、一六三俵・もち米三六一一俵)をさきに調査した水田面積を基礎として、生産者別にうるち米もち米別建て内示配分します。

二、もち米(三六一一俵)もち米作付調査により提出された作付面積に農業共済基準数量を乗じたものを予約限度数量とする。

三、①水田面積は所有者別に調査したもので、受委託の関係については内示後農家問調整して報告するものとする。

②農家保有量については、水田面積調査時の家族人員調を基礎とする。

③他市町村より水田を受託しているものは除く。

じてもち米数量を差し引いたものを予約限度数量として内示する。

④他市町村に委託したものは、本町で配分し、本人で米を出荷するものとする。

◇過剰基調にある米の生産を需要に見合ったものにするため、量から質へと本格的な良質米生産の時代に入った、良質米産地として「新高米」の地位確保を図るため、越系銘柄品種の拡大を図り新潟産米の声価高揚に努め市場競争力の強化を促進するため各農家のご協力をお願いします。

災害通報は、あわてず、ゆっくりハッキリと、ハッキリと、「火事」か「救急」か、ハッキリ言ってください。災害発生場所を教えてください。市町村名、町名(部落名)、世帯主名、近くの目標と

春季火災予防運動
4月1日～4月7日

9月～11月 176%
12月～2月 122%
3月～5月 287%
34.5%

(季節別火災発生割合＝全国)

週休二日制
国(人事院)の勧告で、役場職員は土曜日における休日、今までは、今年度一年間のうち四ヶ月だけ毎月一回与えられることになっており、この勧告どおり試行してきましたが、この勧告内容が毎月一回土曜日の休日と与えられることになり、これに伴い、小須戸町においても国に準じて四月一日から役場職員に対して、毎月一回、土曜日の休日が与えられることになりましたが、職員は各課ごとに交替で休暇を取るため、役場業務は平常どおり行っており、このことをご承知ください。

労働保険料の申告と納付は お早めに

昭和五十六年度の労働保険料(労災保険と雇用保険の保険料)の申告と納付の受付が、四月一日、五月十五日まで行われています。まだ手続きをされていない事業主の方は、お早めに保険料申告書に保険料を添えて、

銀行、郵便局、労働基準監督署、労働基準局または県雇用保険課に提出しましょう。

本年は、労災保険率が一月一日から改正されました。保険料の算定にあたってはご注意ください。

なお、中小企業事業主の方々のために「労働保険事務組合」の委託制度があります。この制度は、事務組合が事業主に代って労働保険の事務手続きを処理する制度です。委託された場合は、事業主本人及び家族従業員も労災保険に加入できますので、この機会に労働保険事務組合に委託をお勧めします。

くわしくは、新津労働基準監督署へ。

各指令業務の円滑化と、より効果的な消防活動を図るために、火事救急等災害通報電話「一一九番」が四月一日から消防本部(白根市)に集約されることになりました。いままで「一一九番」をかける小須戸分署に通報されましたが、これからは消防本部に通報されますので、「一一九番」をダイヤルするときは、次の点に十分注意してください。

災害通報は、あわてず、ゆっくりハッキリと、ハッキリと、「火事」か「救急」か、ハッキリ言ってください。災害発生場所を教えてください。市町村名、町名(部落名)、世帯主名、近くの目標と

緊急電話 119番が 消防本部に集約されました
4月1日から

労働保険料の申告と納付は お早めに

役場業務は平常とかわりません

1人でもほちますきちんと青信号
4月6日～4月15日
春の全国交通安全運動

ことしは四月六日から四月十五日まで、春の全国交通安全運動が実施されます。この運動は、広く県民に交通安全思想を普及徹底させ、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図るものです。

◇運動の重点

- ①歩行者、子供、特に新入学児童(園児)の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の促進
- ③無謀運転の追放
- ◇交通安全スローガン
- 一人でも、まちますきちんと青信号 (こども向け)
- 待ちましよう、はらはら、どきどき渡るより (歩行者向け)
- ゆっくり走ってみませんか (運転者向け)

交通安全家庭の日
4月10日
今月のテーマ
「こどもを交通事故から守りましょう」

子供がいるご家庭では、ふだんから交通ルールをよく教えるとともに、朝、学校に送り出すときは、次の点に十分気をつけましょう。

- ◎忘れものをさせない
- ◎通学時間にゆとりをもたせる
- ◎子供は、しかられると、そのことで頭がいっぱいになり、周囲の状況が目に入らなくなります。

四月は新入学の月です。新入学児童をお持ちのご家庭では、期待に胸をふくらませながら、入学の準備になにかとお忙しいことでしょう。お子さんの入学にあたって忘れてはならないことの一つに、交通ルールのしつけがあります。

いままでは、比較的家の近所で遊んでいた子供たちも、学校に通うようになると、その行き帰りを初め、新しい友だちもできるなどして、行動範囲はしだいに広がっていき

お母さんへ
登校前は ゆとりをもつて

入学を前に、正しい交通ルールについて、いま一度親子でよく話し合しましょう。

昭和56年度 移動交通事故相談所実施計画表

開設場所	開設月日											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	57年1月	2月	3月
白根市役所	8日	13日	10日	8日	12日	9日	14日	11日	9日	13日	10日	10日
新津市役所	10日	8日	12日	10日	17日	11日	9日	13日	11日	8日	12日	12日

※ 開設時間午前10時～午後3時まで

踏切安全通行に つとめましよう

踏切を通行するときは、次のことに注意して、交通安全につとめましよう。

- 踏切では、人も車も必ず止まって安全を確かめましよう。
- 警報機が鳴り出したら、絶対に踏切に入らないで下さい。
- 踏切の前方が混雑しているときは、あきができるまで踏切の手前で待ちましよう。
- 踏切内にしゃ断棒で「とりこ」になったときは、止まらず、そのまましゃ断棒を押して脱出して下さい。しゃ断棒は開きます。
- 踏切内でエンストによる事故がふえています。踏切通過は、ローギアのまま、ギアチェンジをしないで通り抜けましよう。
- 自動車が踏切上で動けなくなったときは
 - ①非常ボタンのある踏切では、非常ボタンをカバリーの上から強く押して下さい。
 - ②非常ボタンのない踏切では、発炎筒または赤旗、布きれ(夜間は赤ランプ)等を列車に向かって振って下さい。